

座間市教育委員会 4 月定例会会議録

1 開 会 日 令和 7 年 4 月 9 日（水）

2 場 所 座間市役所 5 階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘
教育長職務代理者 北村 美奈子 委員 有山 周一
委員 馬場 悠男 委員 升水 由希

4 出席職員 教育部長 高木 力 教育総務課長 冠 秀一
学校再編推進担当課長 齊藤 純 就学支援課長 高田 光弘
保健給食担当課長 古場 修 教育指導課長 下斗米 淑子
教育研究所長 本多 宏之 生涯学習課長 郡司 勉
図書館長 飯田 京子

5 書 記 教育総務係長 菅野 修平 教育総務課主事 岡崎 郁弥

6 開会時刻 午前 9 時 3 3 分

7 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	1 4	座間市教育委員会職員の人件について	教育部長	承認
2	1 5	座間市教育委員会職員の人件について	教育部長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	6	県費負担教職員の任用について	就学支援課長	—

8 閉会時刻 午前 9 時 5 7 分

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会 4 月定例会を開会いたします。
お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は 4 月 9 日今日一日といたします。

次に、座間市教育委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により、会議録署名委員に
北村委員と有山委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 3 月 26 日（水）教育委員会定例会、教育長、教育長職務代理者、有山委員、馬場
委員、升水委員出席です。

3 月 28 日（金）市文化協会員のつどい、公民館で行われました。教育長出席です。

3 月 29 日（土）相模が丘さくら祭り開会式、この日はあいにくの雨でしたので、
相模が丘コミュニティセンターで行われました。教育長出席です。

3 月 31 日（月）教育委員会事務局職員退職辞令交付式、教育長出席です。

同日、市辞令交付式、教育長出席です。

同日、教職員退職等辞令交付式、教育長、教育長職務代理者、有山委員、馬場委員、
升水委員出席です。

4 月 1 日（火）市辞令発令式・辞令交付式、教育長出席です。

同日、教職員辞令交付式・教育委員会辞令交付式、教育長、教育長職務代理者、有
山委員、馬場委員、升水委員出席です。

4 月 2 日（水）初任者研修会、初任者は 20 名おりました。教育長出席です。

4 月 3 日（木）定例校長会議、教育長出席です。

4 月 6 日（日）春季学童軟式野球大会開会式、教育長出席です。

同日、座間 Marching Band to INFINITY 定期演奏会「Re...」、厚木市文化会館で
行われました。教育長出席です。

4 月 7 日（月）西中学校入学式、教育長出席です。

4 月 8 日（火）南中学校退任式、柵校長の退任式です。教育長出席です。

同日、栗原小学校入学式、教育長出席です。

なお、現在、東中学校大沢校長の退任式が行われておりますが、教育委員会定例会
のため、教育研究所の森谷研究相談係長に代理出席していただき、教育委員会の挨拶
をお願いしております。

木島教育長 以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。
2 ページの議事運営要領を御覧ください。本日の案件はすべて人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議なしと認め、本日の案件はすべて非公開といたします。

(議案第 14 号「座間市教育委員会職員の人事について」及び議案第 15 号「座間市教育委員会職員の人事について」、並びに報告第 6 号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

(郡司課長 挙手)

木島教育長 郡司生涯学習課長、お願いいたします。

郡司課長 座間市立市民文化会館、以下「文化会館」と略させていただきますが、令和 8 年度以降の指定管理者の指定について、次期指定管理者候補者を選定するため、教育委員会として考える方向性について御報告いたします。

現状の文化会館における指定管理者については、公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団、以下「財団」と略させていただきますが、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間を指定している状況です。

前回までの指定期間は 5 年間であるところ、現状においては指定期間を 2 年間としており、その理由といたしましては、財団における「令和 3 年 5 月 11 日の文化会館小ホール附属楽屋及び令和 2 年 12 月 11 日の文化会館小会議室の適正ではない使用」に起因するものであり、財団からの改善計画で掲げた再発防止策等の運用変更や、財団職員の意識改革について、一定の期間をもって定着するものと考え、その様子を見守りたいという考えから、指定期間を従来の 5 年間から 2 年間としたものです。

その後、令和6年4月に平成31年4月1日から令和6年3月31日の間の指定期間完了に対するモニタリング調書が提出され、令和7年4月には令和6年4月1日から令和7年3月31日の間の指定期間部分完了に対するモニタリング調書が提出されました。それぞれの内容を確認しましたところ、改善計画に基づく施設内の鍵の使用や貸出時のチェックの徹底、応接室等の使用簿の整備、財団職員による施設利用等の届出による当該問題に係る再発防止策の運用や、法令遵守・倫理に関する基本方針を制定されているほか、接客等の職員資質向上のためのセミナー受講等、財団職員の意識改革について、着実に改善が図られていることが確認できました。

生涯学習課としましては、次期指定期間について、従来の5年間とし、引き続き財団を次期指定管理者の候補者として手続きを進めていきたいと考えておりますことを御報告いたします。

木島教育長 ありがとうございます。経過も含めてお伝えいただきました。

教育委員の皆さん、いかがでしょうか。

升水委員、いかがですか。

升水委員 財団は候補者の1つかと思いますが、他から候補者が出ることはあるのでしょうか。

木島教育長 郡司生涯学習課長、お願いいたします。

郡司課長 文化会館の指定管理者につきましては、非公募という形を取り、今後の準備を進めていきます。

木島教育長 ありがとうございます。

木島教育長 その他はよろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和7年5月14日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会4月定例会を閉じさせていただきます。